

西条市 R P A 導入推進事業委託業務仕様書

令和元年 5 月

西条市総務部行政管理課

1 概要

本仕様書は、西条市（以下「本市」という。）の「西条市RPA導入推進事業委託業務」（以下「本業務」という。）の提案に関し、必要な仕様を定めるものである。

2 本業務の目的

本市では、AI・ロボティクスに任せられる作業は自動化し、住民への直接的なサービス提供など職員でなければならない業務に注力する、という「スマート自治体」の考え方のもと、定型的な業務を対象に、RPAツールを導入することによる効果検証や課題抽出を実施し、今後の業務改善や働き方改革の推進を目的とする。

3 履行期間

契約締結の日から令和2年2月14日（金）までとする。

4 業務内容

(1) RPAツールの導入及び展開支援

RPAツールについては、以下のとおり導入・展開を計画している。

令和元年度は、新規にRPAツールを導入し、4業務程度で試行的にRPAツールを適用し、運用・評価等を行う。

令和2年度以後に先行して導入する課所等以外にもRPAツールを適用する課所等を拡大し、全庁的な活用を図る。また、OCRなど他のICT機器等との連動も視野に入れて活用を図る。

ア 受託者は、RPAツールの導入・展開に係る上記計画を踏まえて、令和2年度以後に全庁的な展開が可能なRPAツールを導入するものとする。なお、履行期間中のRPAツールの利用に要する費用は全て本業務の契約金額に含めるものとする。

イ 受託者は、本業務を通じて把握する本市における業務の内容や特徴等を踏まえ、令和2年度以後のRPAツールの全庁展開に向けた手法等について提案するものとする。

(2) RPAツール適用を見据えた業務手順の可視化・見直し提案

受託者は、今年度試行的にRPAツールを導入する予定の次の業務について、業務手順を可視化し、必要に応じてRPAツールの適用に向けた業務手順の見直しを提案するものとする。

(導入予定業務)

ア 国民健康保険の療養費・福祉医療の償還払い等の支給業務（国保医療課）

エクセルにデータ入力をした後に財務会計システムにも同じ物を入力するため2度手間になっているもの見直し。

イ 後期高齢者医療保険料の還付作業（国保医療課）

年金機構からもらった3種類のエクセルデータをアクセスに入力して一定のデータを追加の上還付金の請求書を作成する。（人間による一定の判断が必要な部分もある）

ウ 災害対策本部での雨量等の資料作成作業（警防課）

災害対策本部立ち上げ時に配布する雨量等の資料を一定時間ごとで各計量システムやインターネット等から情報を取り出し報告資料として作成する。

エ 財務システムの簡略化（学校教育課）

各種大会等への補助金の支払業務等の簡略化、毎月一定額を支払う伝票処理等

（3）RPAツール適用のための自動化シナリオ作成とバックアップ

ア 受託者は、今年度試行的にRPAツールを導入する業務について、（2）「業務手順の可視化・見直し提案」の結果に基づいて、RPAツール適用のための自動化シナリオを作成するものとする。この際、シナリオ作成の作業場所は必要に応じて本市で用意する。

イ 作成したシナリオを用いてRPAツールを実際の業務に適用する際に、何らかの理由でRPAツールが期待した動作をしなかった場合、受託者はその原因を特定し必要なシナリオ修正を行うものとする。

ウ 受託者は、イにおける対応事例を蓄積し、取りまとめの上、本市に提出するものとする。

エ RPAツールは2ライセンス以上を取得し、（2）「業務手順の可視化・見直し提案」の業務に対して、効率よく作業を行うこととする。

（4）RPAツール導入に伴う効果検証及び評価

（3）「RPAツール適用のための自動シナリオ作成」による、RPAツールの導入前後の業務内容を比較し、差異分析等により、導入効果の検証を行うとともに、評価報告書を作成して提出すること。また、今後の展開に向けた手法等について、提案すること。

（5）RPAツール運用に当たっての操作等研修及び問合せ対応

本研修等は、今年度RPAツールを導入する又は、今後、導入が予定される課所等の職員を対象として、RPAツール運用に当たっての実践的な知識・技術を習得させることを目的として行うものである。研修の開催回数は2回程度を想定している。

ア 作成したシナリオを用いてRPAツールを実際の業務に適用する際、受託者は当該業務所管課職員等に対し、RPAツールの操作方法、動作検証、運用管理方法などRPAツール運用に当たって必要な知識・技術について研修するものとする。

イ 研修場所は、本市が指定する場所とし、研修に用いる資料等は受託者が用意するものとする。

ウ 受託者は、RPAツールの操作・運用に当たって必要なマニュアル一式を本市に提供するものとする。

エ アのほか、RPAツールの操作方法、動作検証等についての本市職員からの問い合わせに対応すること。

（6）職員向け説明会

本説明会は、将来的な全庁展開を見据えて、RPAツールの基礎的な知識を本市職員に広

く周知することを目的として行うものである。対象は全課所等の職員とし、開催回数は2回程度を想定している。

ア 受託者は、本市職員に対し、導入したRPAツールについてデモ等を用いて製品説明をするほか、本業務でRPAツールを導入した業務の状況等を踏まえ、適用可能な業務の紹介、適用に当たって必要な業務可視化等の手順等について説明会を行うものとする。

イ 説明会場は、本市が指定する場所とし、説明会に用いる資料等は受託者が用意するものとする。

(7) 報告

評価報告書等を作成し、令和元年10月31日(木)までに中間報告を、令和2年2月14日(金)までに結果報告を行うこと。中間報告は、来年度にRPAの全庁導入を行うか否かの参考資料とするため、中間報告時点でRPA適用業務のうち少なくとも一つは評価を終えておくこと。

なお、評価報告書は原本1部、副本2部及び電子媒体を作成して本市へ提出すること。

また、本業務で取得又は作成した資料(マニュアル、シナリオデータなどを含む。)一式を収めた電子媒体を本市へ提出すること。

(8) その他

ア 本仕様書に記載されていない事項であっても、本業務の遂行に必要とされるアイデア等がある場合は、提案を行うこと。

イ (3)「RPAツール適用のための自動化シナリオ作成とバックアップ」で使用するRPAツールを導入するPCについては市で用意するが次の「5 ネットワーク環境等」に留意すること。(基幹業務系・情報系〈インターネット接続環境〉それぞれで1台準備予定)

ウ 本業務で使用するRPAツール等に係る費用(ハード〈研修、説明会で使用するPC等〉及びソフトウェア費、保守費、設定費など)は全て受託者の負担とする。

エ RPAツールについては、履行期間終了後の令和2年3月31日まで利用できる提案とすること。

オ 月に1回程度定例会議を、本市庁舎内で行い、打合せ内容等の記録簿を本市へ提出すること。なお、会議に生じる経費は受託者の負担とする。

5 ネットワーク環境等

(1) 本業務に関わるネットワーク環境は、市が提供するものとする。

(2) 庁内ネットワーク装置と、本業務で使用する機器までの接続は、受託者が配線及び接続を行うこと。

(3) 接続に必要なネットワーク機器(HUB等)については、受託者が準備すること。

(4) 庁内ネットワークに接続するためのパソコンの環境整備にかかるライセンスは、市が提供するものとする。

(5) 庁内ネットワークへの接続にあたり、接続するパソコンに必要な設定変更作業費用及びネ

ネットワーク機器の設定作業費用は受託者負担とし、事前に市内LAN構築業者と協議して費用を見積ること。

※今年度、基幹業務系システムの機器及びネットワークの改修を予定しており、それについても対応すること。

- (6) 接続等の実施にあたっては、市担当者と十分な協議の上、既存の業務に支障のないように行うこと。

6 個人情報の保護

本業務を通じて取得した個人情報については、西条市個人情報保護条例（平成16年西条市条例第12号）等に基づき、適正に管理し、取り扱うこと。

7 再委託

受託者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ本市の承諾を得たときは、この限りでない。なお、本市の承諾を得る場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて本市に申請しなければならない。

8 機密保持

- (1) 受託者は、本業務の実施時において知り得た情報の取扱いに十分留意し、他に漏洩等が行われないようにすること。また、本業務に直接従事する全社員と個別に守秘義務契約を締結すること。
- (2) 本業務の遂行に当たって、知り得た機器構成の内容及び本市システムの概要、データ等については、第三者に公表してはならない。機密保全、情報公開に関わるすべての事項については本市の指示に従うこと。このことは、本契約が終了した後においても同様である。

9 留意事項等

- (1) 本業務の実施にあつては、本市と必要十分な協議及び打ち合わせを行い、その指示に従って業務を進めることとする。
- (2) 本業務において使用する図表やデータ、画像等の著作権・仕様検討の権利は、受託者において使用許可等を得ること。なお、これを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害した場合は、受託者はその一切の責任を負うこととする。
- (3) 本業務における成果品及び中間生成物に関する一切の権利及び成果品の所有権、著作権（著作権法第27条及び第28条に定められた権利を含む）は、本市に帰属するものとする。また、成果品は、本市が作成するホームページや印刷物等に自由に使用できるものとする。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、受託者は本市と協議し、その指示に従うこととする。